

短期大学基準協会 第三者評価要綱

平成 16 年 10 月制定
(平成 24 年 4 月改定)

一般財団法人短期大学基準協会

目次

はじめに	3
1. 一般財団法人短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う第三者評価	3
2. 目的と基本方針	4
3. 短期大学評価基準	4
4. 評価の特色	5
5. 評価の実施体制	6
6. 評価の実施方法	8
7. 異議申立て及び意見申立ての機会	9
8. 評価結果の公表	9
9. 評価の申し込み及びスケジュール等	9
10. 再評価	10
11. 評価システムの改善	11
12. 第三者評価に係る手数料の額等	11
13. 変更の届出	11
14. 第三者評価システムの公表の方法	11
おわりに	12

この要綱にかかわる財団名称の変更は、平成 23 年 2 月に全面改定を行ったものに、平成 24 年 4 月に一般財団法人に移行したことに伴い行ったものです。

はじめに

平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」とその後の法令等の改正により、短期大学設置基準の弾力化が進められ、それに伴い短期大学関係者の意識改革が求められる中で、その改革の基本的な方法として、自己点検・評価の組織的な導入の必要性が認識されることとなりました。その後、国際的な諸状況への対応と先端技術開発をめぐる国際競争の激化が大学改革の加速化を促す中で、自己点検・評価は努力義務から義務化に転じ、その上で、相互評価の必要性も答申されました。さらに第三者評価の必要性が示されて、学校教育法改正による認証評価制度の創設に至ったわけで、この間はわずかに12年を数えるに過ぎず、すさまじい変転と言うべきものでした。

こうした流れの中で、平成6年4月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において「短期大学基準協会」の設立が決議され、発足いたしました。その設立の趣意と事業計画の骨子は、

(1) 短期大学教育の水準の維持向上を図ること、(2) 短期大学の自己点検・評価による改善を支援することであり、具体的には、(a) 会員校から短期大学の現況及び自己点検・評価と改善の努力が明らかになる資料の提出を求めること、(b) 会員校からの相談に応じ助言、援助を行うこと、(c) 短期大学を中心とする高等教育に関する調査研究を行うことでした。そこでは日本私立短期大学協会のすべての会員校が、設立と同時に短期大学基準協会の会員となる穏やかな加盟をその組織化の基本に据えました。

今、改めて再認識しておきたいのは、短期大学基準協会の設立と、日本私立短期大学協会の全会員校による短期大学基準協会への加盟が実現したのは、第三者評価が義務付けられる以前であり、今日の「認証評価」が、当時の答申のいずこにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、短期大学基準協会こそが「評価文化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する第三者評価に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。

1. 一般財団法人短期大学基準協会

(Japan Association for College Accreditation) が行う第三者評価

本協会は、学校教育法第110条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成17年度から第三者評価（法にいう認証評価）を開始しました。本協会の第三者評価に係る目的と基本方針は、教育の質の保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

第三者評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において適格・不適格・保留の判定案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の第三者評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、第三者評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、本協会以外の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う短期大学の第三者評価において、適格の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。第三者評価は、部分的なものでなく評価時点における包括的な評価です。それゆえ適格の判定は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することですが、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は第三者評価の評価結果に含まれるわけではありません。

また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努力します。また、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼にこたえとともに、評価システムの不断の改善に努めます。

2. 目的と基本方針

本協会が行う第三者評価の目的は、個々の短期大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところにあり、すべての短期大学（文部科学大臣による設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学教育の向上・充実の状況を、以下の評価の基本方針に基づき、評価します。

(1) 短期大学評価基準に基づく評価

本協会が行う第三者評価は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かで評価します。短期大学評価基準は、高等教育機関である短期大学の水準について設定されています。

(2) 短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価

本協会の行う評価が短期大学評価基準に基づく評価だけであれば、その意義は生かされません。なぜなら全国の短期大学は、独自の建学の精神、設置学科、学生定員あるいは地域的背景の下に、多様な教育活動を展開しているからです。本協会の実施する評価は、短期大学評価基準に基づく評価と、対話を中心としたピア・レビューを通して、それぞれの短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施することから、格付け評価やランキング評価とは異なります。

3. 短期大学評価基準

本協会の平成 24 年度からの評価は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、

短期大学が日常的に自己点検・評価が可能となるよう評価領域を再編成することとしました。再編成では、従前の10の評価領域を四つの「基準」にまとめ、短期大学の日常的な自己点検・評価の作業の展開を一層しやすくし、また、複数の領域にまたがって同一の記述を求めるような自己点検・評価の記述の重複を見直すとともに、短期大学独自の特色を生かした記述を追加し、自己点検・評価報告書を作成しやすく改善しています。さらに現下の高等教育を取り巻く環境変化にかんがみ、各短期大学が自らの経営分析による経営の健全化を図る項目も追加しました。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と表しました。加えて、選択的評価基準も新たに設け、各短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

4. 評価の特色

(1) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価

本協会が行う第三者評価は、短期大学評価基準の4基準「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、適格・不適格・保留という形で機関別評価の判定をします。また、その判定とは別に、基準ごとの「三つの意見」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を公表します。この「三つの意見」は、自己点検・評価報告書の書面調査を踏まえた訪問調査のピア・レビューにおいて、評価を受ける短期大学と評価チームの対話によって生成、創造された成果です。したがって、記述の内容は、当該短期大学の主体的な改革・改善を支援するものとなっています。

(2) ピア・レビュー

ピア・レビューの本来の意味は、同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行うものであり、評価員に求められる資質は、専門性、判断力、協調性、見識、公平性、奉仕の精神です。本協会のピア・レビューは短期大学の評価ができる資質を持ち得た者、すなわち短期大学教育に精通した者による評価を行うことであり、そのため評価員には、こうした資質を持った短期大学の理事長・学長、教授陣、運営・経営担当の事務職員のほか、学識経験者等が選任されます。

ピア・レビューは、自己点検・評価報告書の書面調査、訪問調査、評価委員会、理事会において実施されます。

また、本協会は、短期大学評価基準に則した適切なピア・レビューを実施するため、評価員及びALO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）を対象にした研修を実施します。さらに、会員校を支援するための研修会等も予定しています。

(3) 自己点検・評価に基づく評価

本協会が行う第三者評価は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。短期大学は、評価を受ける際に、本協会が示す短期大学評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、自己点検・評価報告書作成マニュアル（以下「報告書作成マニュアル」という。）を参考にして、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。

(4) ALO の配置・育成

自己点検・評価活動や第三者評価が円滑に行われるためには、評価を受ける短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（提出資料及び備付資料）の選別又は作成、学内調整、本協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う組織の構築と、その責任者の配置が必要です。

本協会では、その責任者を ALO と称し、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命をお願いしています。なお、ALO はできれば理事長又は学長直轄の組織の責任者として位置付けられることが望ましいと考えています。ALO には、適切な時期に研修会等を開催し、また必要により各短期大学の理事長、学長等への説明会等を開催します。評価を受ける際には、各短期大学の評価活動の必要に応じて、ALO 補佐の配置も可能です。

会員以外の短期大学が本協会の第三者評価を希望する場合は、会員校と同様に ALO の配置をお願いすることとします。

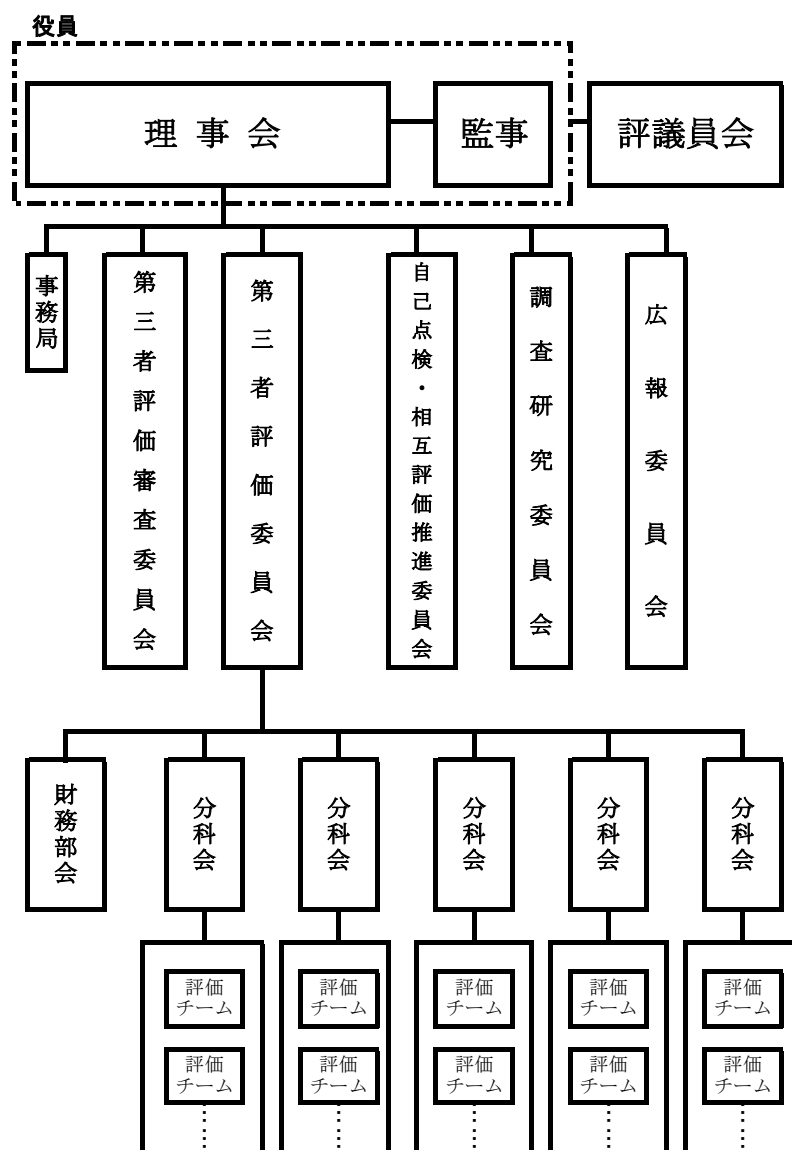
5. 評価の実施体制

(1) 第三者評価を支える本協会の実施体制

第三者評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を設け、併せて申し込み件数に応じて評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1 チーム 4 名程度）を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。評価チームの構成に当たっては、評価チームの責任者を委嘱するとともに、当該短期大学の所在地や設置学科等の状況に応じた評価員を配置するよう努めます。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、評価委員会の下に複数の分科会を設け、機関別評価原案を作成します。なお、財的資源の評価については上記分科会とは別に財務部会を置き、評価チーム及び分科会と連携して評価に当たります。

また評価委員会のほかに、異議申立ての審査を行う「第三者評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）、第三者評価の基礎となる各短期大学における自己点検・評価活動及び短期大学間の相互評価を促進・支援する「自己点検・相互評価推進委員会」、短期大学教育の質保証及び評価システム全般について調査研究及び情報収集を行う「調査研究委員会」、広く社会から理解と支持を得るため、これら全般に関する資料の刊行及び情報の公開を行う「広報委員会」が参画することにより総合的に本協会の第三者評価活動を展開します。

一般財団法人短期大学基準協会の組織



(2) 評価員候補者の登録と評価員の研修

会員校には、原則として下表のように入学定員規模（通信による教育を行う学科のみを置く短期大学は別に定めます。）に応じて評価員候補者を推薦し、登録していただきます。また評価員候補者及び評価員に対しては研修会等を開催します。

評価員候補者の入学定員規模別推薦人数

入学定員規模別短期大学	推薦人数
入学定員 99 人以下の短期大学	1 名以上
入学定員 100～199 人の短期大学	2 名以上
入学定員 200～300 人の短期大学	3 名以上
入学定員 301 人以上の短期大学	4 名以上

6. 評価の実施方法

① 自己点検・評価報告書の作成

- i 評価を受ける短期大学は、報告書作成マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻等の部門ごとに教育活動等の自己評価を記述します。
- ii この報告書（報告書作成マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付します。

② 各評価員による評価

- i 評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む。）による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該短期大学の状況を把握・分析・評価します。
- ii その評価は、短期大学評価基準に定める区分ごとに、当該短期大学が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。

③ 評価チームによる基準別評価

- i 訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめます。この場合の評価も上記と同様、短期大学評価基準に定める基準それぞれに、当該短期大学の状況が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。
- ii 評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該短期大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点、又は早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめます。
- iii 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。

④ 評価委員会による機関別評価

i 分科会における機関別評価原案の作成

評価を受ける短期大学数に応じた複数の分科会を評価委員会に置き、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、評価チームの責任者出席の下に審議を行い、機関別評価原案を作成します。評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について適格・不適格・保留と判定します。

4 基準のすべてが合である場合を「適格」とします。

「不適格」は、短期大学評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合、また重大な法令違反等がある場合の判定となります。なお、「適格」と判定を受けた場合においても前記の事実が明らかとなった場合には、「不適格」と再判定されます。

また、適格、不適格の判定に至らない場合には「保留」としてその理由を公表し、後述「10. 再評価」のとおり再評価を受けていただきます。

なお、自己点検・評価報告書の記載に著しい不備があり、訪問調査を経ても問題が解決しない場合、機関別評価の作業を中断することがあります。

ii 評価委員会における機関別評価案の作成

評価委員会においては、分科会で作成した原案について審議し、機関別評価案を作成します。

iii 評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示します。

iv この機関別評価案に対し、異議申立て又は意見申立てがある短期大学は、後述「7. 異議申立て及び意見申立ての機会」の手続きにより行います。

⑤ 理事会による評価結果の決定

評価委員会で作成した機関別評価案は、理事会において決定します。

⑥ 評価の公正を期するため、本協会が評価を受ける短期大学の利害関係者と認めるすべての者を当該短期大学の評価から排除します。

7. 異議申立て及び意見申立ての機会

第三者評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。このため評価結果を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては機関別評価案の内、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。

当該短期大学は内示を受けた後、30 日以内に異議申立て及び意見申立てを行うことができますが、期日までに申し立てがなかった場合は、機関別評価案を受け入れたものとみなします。

異議申立ての審査に当たっては、評価委員会とは別に異議申立てに対応する審査委員会において審査を行った上で、理事会において決定し、その結果を公表します。意見申立ての審査は評価委員会において行い、その結果は審査委員会及び理事会において承認の上、最終決定とします。

8. 評価結果の公表

本協会は、理事会において評価結果が確定した後、当該短期大学に通知するとともに機関別評価結果、その判定事由及び基準別評価結果について、刊行物への掲載、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

9. 評価の申し込み及びスケジュール等

(1) 短期大学は、法令上、認証評価を7年以内に一度受けるものと定められています。

(2) 評価の申請は毎年度1回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した日までに本協会に申し込みます。本協会では申し込まれた短期大学すべてについて、申し込みの翌年度に評価を実施することとしていますが、申し込み件数の多さなどにより評価の実施が困難な場合には、申し込み短期大学と調整します。

(3) 評価の申し込みを行った短期大学は、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、評価実施年の10月末日までに行うものとします。

評価のスケジュール

第三者評価実施の前年度	4月		
	5月	(5月下旬～6月上旬) 次年度第三者評価実施要領の通知・申込書送付 次年度第三者評価の申込受付	
	6月		
	7月		
	8月	(7月末) 次年度第三者評価申込締切	
	9月	(9月中旬～下旬) 次年度第三者評価の実施校の決定・通知 評価員の委嘱	
	10月	(9月～10月) 各短期大学のALLOに対する研修の実施	
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
第三者評価の実施年度	4月		短期大学の自己点検・評価活動
	5月		
	6月	自己点検・評価報告書の提出 (提出締切6月末)	
	7月	(7月上・中旬) 評価員研修会・評価チーム責任者研修会の実施 書面調査	
	8月		
	9月	訪問調査	
	10月		
	11月		
	12月	(11月上旬) 基準別評価票最終提出締切 (11月下旬) 分科会の開催	
	1月	(12月下旬) 機関別評価案を内示 (1月下旬) 異議申立て意見申立て締切 (1月下旬～2月上旬) 第三者評価審査委員会による審査	
	2月		
	3月	(3月下旬) 機関別評価の決定・通知、評価結果の公表	

10. 再評価

機関別評価結果が「保留」と判定された短期大学に対しては、当該短期大学の申請に基づき、再評価を行います。

再評価において、短期大学評価基準を満たした場合には、機関別評価結果を「適格」と判定

し、その旨公表します。また、再評価において、短期大学評価基準を満たしていない場合及び再評価を受けない場合には機関別評価結果を「不適格」と判定し、その旨公表します。

11. 評価システムの改善

本協会では各種の委員会等において、第三者評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、本要綱、短期大学評価基準及び報告書作成マニュアル等の評価システム全体にわたる改善に努力します。あわせて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、本協会自らが点検・評価し、毎年評価方法等を見直し整備を図ります。その際は、事前に各短期大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

12. 第三者評価に係る手数料の額等（平成 24 年度第三者評価申請短期大学から適用）

（1）第三者評価に係る手数料の額

- ① 会員短期大学が評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）
@1,300,000 円
- ② 非会員短期大学が評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）
@3,400,000 円
- ③ 再評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）
会員短期大学 @1,300,000 円
非会員短期大学 @1,900,000 円
- ④ 評価の中止を行った場合の評価料については、特別の理由がない限り返還しません。

（2）評価員の旅費

評価員が訪問調査を行う際の旅費は、本協会が別に定める規程に基づき支払います。

13. 変更の届出

本協会の第三者評価で適格と判定された短期大学が、その後の第三者評価を受けるまでの期間に、短期大学の名称・所在地、設置者、教育目的、教育研究に係る基本組織、入学・収容定員、学生募集停止などの大幅な変更を行った場合には、当該変更事項について本協会に届け出るものとします。その状況は、本協会のウェブサイトで公表します。

14. 第三者評価システムの公表の方法

学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、本要綱及び短期大学評価基準に明記し、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

おわりに

平成 8 年から短期大学間で自主的に始めた「短期大学間相互評価」において培ってきた「自覚と責任と知性の協働」の精神を受け継ぎ、平成 17 年度より第三者評価を開始しましたが、第 1 評価期間の 7 年間を終えるに当たり、新たな評価システムの見直し整備を図り、平成 24 年度の第三者評価から適用することといたしました。見直しに当たっては、ピア・レビューの精神を再確認するとともに、会員校、評価員、ALO の意見や要望、本協会に蓄積された評価の経験をはじめ、高等教育の質保証を中心とした国の政策動向も十分に踏まえたものとなりました。その内容は、冒頭の「1 .一般財団法人短期大学基準協会（Japan Association for College Accreditation）が行う第三者評価」の基本方針にも示したとおりであり、各短期大学及び本協会あるいは関係者が一体となって、評価制度の基本的な理念を共有することが何よりも大切です。

今後、ますます短期大学は厳しい状況に置かれ、それを克服するためには、一層の自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。本協会の第三者評価がそうした機会を更に拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。